

士別市新型インフルエンザ等対策行動計画（概要）

対策の効果 概念図

1 新型インフルエンザ等対策特別措置法について（市行動計画 P1～2）

◆新型インフルエンザや感染力が強く新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きい未知の感染症への対策は、国家の危機管理として対応していくため、平成25年4月に「新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）が施行されました。

◆特措法では、国、都道府県、市町村等が実施する新型インフルエンザ等発生時や緊急事態宣言時の措置について定めるとともに、新型インフルエンザ等の発生に備え、国、都道府県、市町村に対し、それぞれの対策の実施に係る行動計画を策定するよう義務付けています。

2 士別市新型インフルエンザ等対策行動計画とは（市行動計画 P3）

- ◆作成する市行動計画は、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき政府行動計画、道行動計画を踏まえ作成するものです。
- ◆市行動計画は、大流行となり死に至る甚大な健康被害を引き起こす新型インフルエンザ等を念頭に置き、市民、行政、医療機関、事業所などの役割、対応について示すものです。

3 対象とする疾患（新型インフルエンザ等）（市行動計画 P3）

- ①新型インフルエンザ等感染症（新型インフルエンザ、再興型インフルエンザ）
- ②全国かつ急速なまん延のおそれのある新感染症

4 対策の基本的考え方（市行動計画 P4～6）

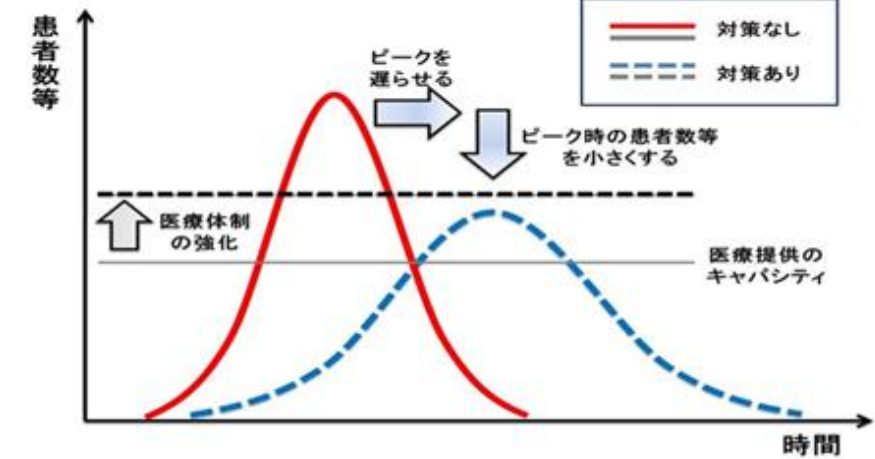
1. 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護します。

- 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせるために、市民へ感染予防対策について積極的に情報提供を行います。
- 国内で発生した場合は道内、市内発生に備えた体制の準備を急ぎ、予防接種体制が整い次第速やかに実施します。

2. 市民の生活及び市民の経済に及ぼす影響が最少となるようにします。

- 地域での感染対策を行い、患者や欠勤者等の数を減らします。
- 国、道、事業者等と相互に連携して、医療の確保や市民生活、市民経済の維持に努めます。

【対策の効果 概念図】



5 対策実施上の留意点（市行動計画 P7）

- 基本的人権の尊重し、市民への十分な説明と理解が得られるよう努めます。
- 特措法の運用については、あくまでも万一の場合の制度であり、病原性の程度などにより緊急事態の措置が不要の場合も考えられ、必ずしも特措法の措置をとらないこともあります。
- 新型インフルエンザ等対策の実施にあたっては、政府対策本部、道対策本部等と相互に緊密な連携を図ります。
- 新型インフルエンザ等が発生した段階で、実施に係わる記録を作成し、保存し、公表します。

6 被害想定（市行動計画 P7～10）

• 全人口の25%が罹患すると想定した場合。（本市人口は、平成22年10月国勢調査（21,787人）で試算）

区分	国	北海道	士別市
感染者数	3,200万人	142万人	5,450人
最大受診者数	2,500万人	110万人	4,260人
最大入院患者数	53万人	2.4万人	90人
死亡者数（重度）	64万人	2.84万人	110人

※現時点での科学的知見や過去に大流行したインフルエンザのデータを参考に想定した。

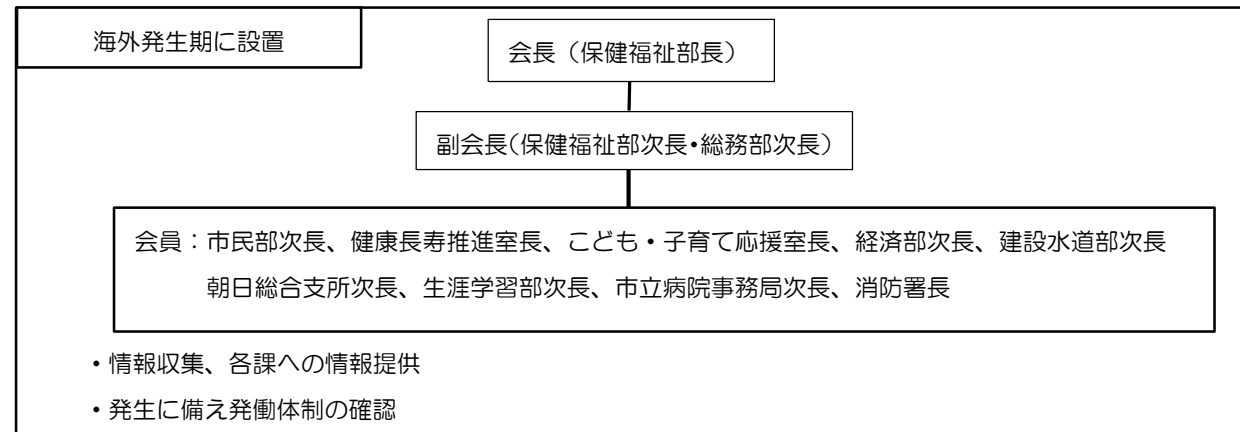
7 市行動計画のポイント (市行動計画 P10~20)

- 特措法に基づく行動計画
- 特措法で新たに盛り込まれた各種の対応を記載

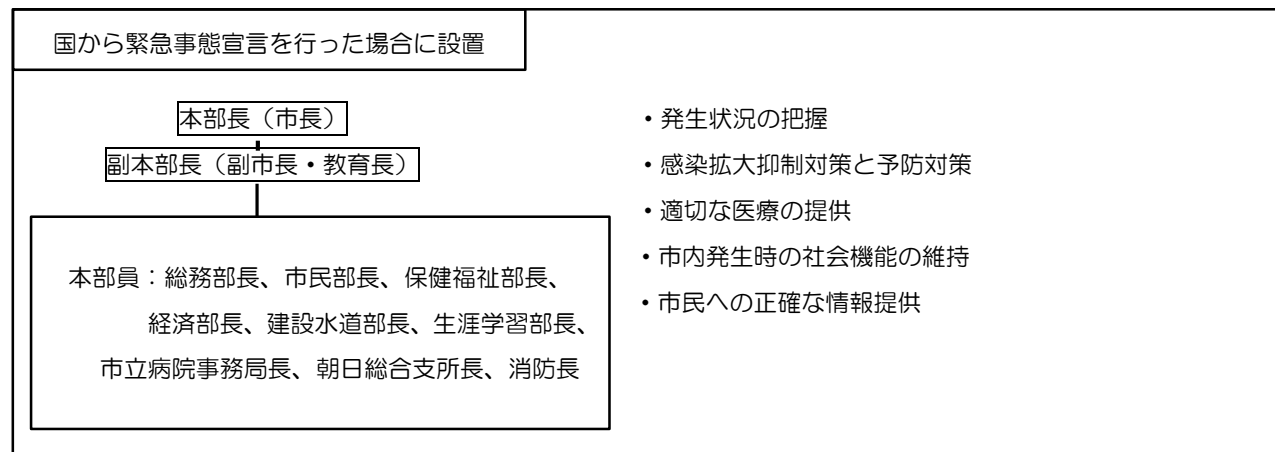
項目	対応内容
1 実施体制	◆対策本部、危機管理部の設置 ※政府が緊急事態宣言を発した場合は法定による設置
2 サーベイランス・情報収集	◆国、道が実施する体制構築等への協力と情報収集
3 情報提供・共有	◆新型インフルエンザ等に関する情報の提供と共有
4 予防・まん延防止	◆国や道が実施する感染拡大防止策への協力 ・不要不急の外出の自粛要請 ・施設の使用制限の要請 等
5 予防接種	◆登録事業者、新型インフルエンザ等対策に携わる公務員に対する特定接種の実施 ◆住民接種の実施
6 医療	◆道が行う地域医療体制の確保やまん延防止体制整備への協力
7 市民生活・市民経済の安定の確保	◆物資等の備蓄 ◆要援護世帯への生活支援

実施体制 (市行動計画 P10~11)

- ① 土別市新型インフルエンザ等連絡会議 (事務局：保健福祉部健康長寿推進室保健福祉センター)
【市対策本部が設置された際に危機管理部へ移行】



- ② 土別市新型インフルエンザ等対策本部 (事務局：保健福祉部健康長寿推進室保健福祉センター)



8 発生段階ごとの主な対策の概要 (市行動計画 P21~47)

	未発生期	海外発生期	道内未発生期	道内発生早期	道内感染期	小康期
対策の目的	・発生に備えた事前の体制整備	・国内侵入の遅延 ・市内侵入の遅延 ・市内体制の整備	・道内侵入の遅延 ・市内侵入の遅延 ・市内体制の整備	・道内感染拡大抑制 ・道の医療対策、感染拡大に備えた対策に協力	・医療体制の維持 ・市民生活、経済の維持	・市民生活、経済の回復 ・第二波への備え
実施体制	・市行動計画等の策定 ・体制整備 ・国、道との連携	国、道、市町村、指定(地方)公共機関との体制強化				・緊急事態宣言解除 ・対策評価見直し ・対策本部の廃止
サーベイランス・情報収集	・情報収集 ・調査研究に協力	発生段階に応じたサーベイランスの実施				・国、道、WHO等のサーベイランス情報等の収集
情報提供・共有	・継続的な情報提供 ・体制整備	一元的な情報発信、市民へのわかりやすい情報提供				・情報提供の在り方を評価見直し ・相談窓口の縮小
予防・まん延防止	・個人対策の普及 ・地域対策、職場対策 ・水際対策への協力	・市民への情報提供 ・水際対策への協力	・国、道等との連携 ・市民への感染予防・拡大対策の勸奨	・国、道等との連携 ※不要不急の外出の自粛要請 ※学校等施設利用制限	・国、道等との連携 ※不要不急の外出の自粛要請 ※学校等施設利用制限	・市民への情報提供
予防接種	・ワクチン需要量把握 ・予防接種体制の構築	・ワクチン等の情報収集 ・予防接種体制の構築 ・予防接種の実施(特定接種)	・国の指示により、予防接種(住民接種)の実施	・予防接種体制の構築 ※特措法に基づく臨時の予防接種	・予防接種(住民接種)の継続	・第二波に備え臨時接種 ・予防接種(住民接種)
医療	・道の医療体制等の整備への協力	・道との連携、協力 ・帰国者、接触者外来の周知等の協力	・道との連携、協力	・道との連携、協力	・道との連携、協力	・道との連携、協力
市民生活及び市民経済の安定の確保	・物資、資材の備蓄 ・要援護者への生活支援 ・火葬能力等の把握	・職場における感染症対策の準備要請 ・遺体安置施設等の確保準備	・道からの要請により事業者や市民への感染、予防対策の周知	・事業者への感染、予防対策の周知 ※水の安定供給、生活関連物資の価格の安定要請等	※水の安定供給、生活関連物資の価格の安定要請 ※要援護者への生活支援	・市民や事業者への周知